ファンドＡ収支報告書作成について注意点

- 交付金申請上限額

  (1) 実績で再計算されます。（予算計画時の上限額で固定されるわけではありません。実績が優先されます。）

  (2) 活動単位における交付申請上限額の割合にもとづき自動計算されるので記入は不要です。

- 交付金申請金額

  交付申請上限額の範囲内で、希望する交付金申請額を記入してください。

注①：交付申請上限額が対象経費の合計額を下回った場合、対象経費の合計額が交付申請上限額となります。

中区分	育成環境整備事業
小区分	Ｕ１６育成事業
活動名	Ｕ１６育成センター（県・地区ＤＣ）

[収入]　　　　　　　　　（単位：円）

項目	予算	決算	
D-fund収入	90,000	25,000	
参加料収入	135,000	51,000	850円✕20名✕3回
合計（Ａ）	225,000	76,000	

[支出]　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

項目	予算	決算	対象経費	対象外経費
旅費交通費	150,000	20,000	20,000	
器具備品費	30,000	40,000		40,000
賃借料	30,000	5,000	5,000	
保険料	15,000	20,000	0	20,000
合計（Ｂ）	225,000	85,000	25,000	60,000
収支差額（決算）（A-B）		-9,000		

交付金申請上限額	25,000	←実績に基づき再計算されます
交付金申請額	25,000	←90,000円の交付金がなされていますが、実績に
確定金額	0	基づき再計算され、対象経費の合計額が25,000円のため

申請できる金額は、25,000円までになります。

注②：実績が予算計画を超えた場合、交付された交付金額を超えて申請することができます。

（同一の「申請額区分」における交付金の付替えが可能です。ただし、申請額区分の上限を超える申請はできません）

中区分	育成環境整備事業
小区分	Ｕ１４育成事業
活動名	Ｕ１４育成センター（県・地区ＤＣ）

[収入]　項目	予算	決算	
D-fund収入	90,000	250,000	
参加料収入	120,000	170,000	850円✕40人✕5回
合計（Ａ）	210,000	420,000	

[支出]　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

項目	予算	決算	対象経費	対象外経費
旅費交通費	150,000	205,000	205,000	
賃借料	30,000	45,000	45,000	
保険料	15,000	20,000	0	20,000
合計（Ｂ）	195,000	270,000	250,000	20,000
収支差額（決算）（A-B）		150,000		

交付金申請上限額	250,000	←実績に基づき再計算されます
交付金申請額	250,000	←90,000円の交付金がなされていますが、実績に
確定金額	0	基づき再計算され上限額250,000円まで申請が可能

注③：交付対象事業　中区分：③人材養成事業の中の「小区分：審判養成事業／審判インストラクター養成事業／指導者養成事業」において、受講料収入が総事業費を上回った場合、交付金申請上限額が「対象外」となります。この場合は、収支報告書のみご提出して下さい。

中区分	人材養成事業
小区分	審判養成事業（審判講習会、研修会等）
活動名	D級新規取得講習会

[収入]　　　　　　　　　　（単位：円）

項目	予算	決算	
D-fund収入	25,000	0	
受講料収入	80,000	80,000	2,000円✕40名
合計（A）	105,000	80,000	

[支出]　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

項目	予算	決算	対象経費	対象外経費
旅費交通費	60,000	30,000	30,000	
賃借料	30,000	20,000	20,000	
諸謝金	15,000	10,000	10,000	
合計（B）	105,000	60,000	60,000	0

収支差額（決算）（A-B）	20,000	
交付金申請上限額	対象外	←実績に基づき再計算されます
交付金申請額	0	←25,000円の交付金がなされていますが、実績に基づき再計算され、受講料収入が支出を上回ったため、交付金申請上限額は対象外となります。
確定金額	0	収支報告書のみ提出をしてください。

- 収入項目について

　収入の各項目について、記載内容をまとめました。

項目	各項目の記載内容
1.D-fund 収入	『交付金申請額』欄に記入した申請金額が、自動転記されます。記入はしないで下さい。
2.協賛金	事業開催の協力のために得られた収入。
3.広告料	作成したパンフレットおよび事業会場に広告を掲載するために得られた収入
4.放映料	テレビ放送やインターネット放送のために得られた収入
5.入場料	事業観戦のために会場へ入場するために得られた収入
6.プログラム売上代	作成したプログラムを販売して得られた収入
7.参加料	事業に参加するために受益者から得られた収入 （（※参加者へ参加料を返礼する時は、減額させる。経費ではありません。）
8.記念品等売上	物品販売やロイヤリティーなどから得られた収入
9.補助金	高体連・中体連・スポーツ振興課など他団体から事業実施に伴い得られた補助金・助成金
10.講習会受講料	講習会や研修会に参加するために受益者から得られた収入 （※受講者へ受講料を返礼する時は、減額させる。経費ではありません。）
11.その他収益	1～10 に該当しない収入。